（参考１）事業計画書のひな型

既に事業計画書を作成されている場合は他のフォーマットでも構いません。（同様の項目の記載がある場合に限ります。）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 会社名 |  | | | | |
| 事業目的・理念（創業の場合は創業する目的、動機） | | | | | |
|  | | | | | |
| 事業の概要 | | | | | |
|  | | | | | |
| 新商品の開発または新サービスの内容 | | | | | 代表者及び主要経営陣の経歴 |
|  | | | | |  |
| 経営上の課題項目又は重点取組項目（該当項目に〇） | | | | 課題項目又は重点取組項目を踏まえた具体策 |
| 経営全般 | |  | 経営戦略の策定 |  |
|  | 事業の選択と集中 |
|  | IT化 |
| 売上・収益 | |  | 新商品・新サービスの開発 |
|  | 営業力の強化・販路拡大 |
|  | 競合・類似ビジネスへの対応 |
|  | 原価・経費の削減 |
| 人材・マネジメント | |  | 管理者層の育成 |
|  | 必要な人材の採用 |
|  | マネジメントの向上 |
| 財務 | |  | 設備投資計画の策定 |
|  | 資金繰り計画の策定 |
|  | 資金調達 |
| リスク対応・その他（　　　　　　　） | | | |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 財務計画（単位：万円） | | | | | |  |
|  | 今期見込 | 計画１期目 | 計画２期目 | 計画３期目 | 将来見込 | 試験研究費等の見込み・計画の詳細 |
| 期 | 期 | 期 | 期 | 期頃 | 発行会社の設立経過年数が１年未満かつ最初の事業年度が未経過の場合であって、プレシード・シード特例の適用を受けようとする場合を除いて省略可能です。 |
| 売上高 |  |  |  |  |  |
| 試験研究費等 |  |  |  |  |  |
| 販売費及び  一般管理費 |  |  |  |  |  |
| 営業利益 |  |  |  |  |  |
| 経常利益 |  |  |  |  |  |
| 資産 |  |  |  |  |  | 販売費及び一般管理費の見込み・計画の詳細 |
| 発行会社の設立年の12月31日時点で最初の事業年度が未経過の場合であって、起業特例の要件を満たすことを証する場合を除いて省略可能です。 |
| 負債 |  |  |  |  |  |
| 純資産  (うち出資を受けた金額) | （） | （） | （） | （） | （） |
| 従業員（人） |  |  |  |  |  |

（参考２）法人設立届出書



現物出資により設立した法人である場合の、当該現物出資分はエンジェル税制の「金銭の払込みによる株式の取得」に該当致しませんので、当該現物出資分はエンジェル税制の対象外となります。

１の場合、自らが営んでいた事業を承継させた個人事業主およびその親族、使用人等はエンジェル税制の個人要件を満たしませんのでご注意下さい。（詳細は参考５の一定の株主をご確認下さい）。

税務署受付印の押印のあるものの写しをご提出下さい。

（オンライン申請の場合は、オンライン申請を行ったことの確認が取れる書類の提出を求める場合があります。）

合併または分割により設立した法人は対象外となります。

（参考３）株式異動状況通知書

税務署長殿

租税特別措置法施行令第２５条の１２第１０項、第２５条の１２の２第９項又は第２６条の２８の３第８項の規定に基づく

株式異動状況通知書

租税特別措置法施行令第２５条の１２第１０項、第２５条の１２の２第９項又は第２６条の２８の３第８項の規定に基づき下記のとおり通知いたします。

１． 投資家名及びその住所

２． 異動内容

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 異動年月日 | 異動事由 | 増減株式数 | 一株単価 | 払込金額 | 所有株式数 | 備考 |
|  | 譲渡 | 株減 | 円 | 円 | 株 |  |
|  | 払込みによる取得 | 株増 | － | － | 株 | ※経由するすべての民法組合等を記載する |
|  | 贈与 | 株減 | － | － | 株 |  |
|  | ※組合からの脱退 | ※　株減 | － | － | 株 | ※　　組合を経由 |
|  | ※地位の譲渡 | ※　株減 | － | － | 株 | ※　　組合を経由 |

　年　月　日 会社所在地

会社名

担当者連絡先

※１ 民法組合等を通じて取得した株式の場合には、備考欄にその旨を明記すること。

※２ 組合員の株式の異動事由が「組合からの脱退」及び「地位の譲渡」の場合には、異動年月日、持分の変動状況等の詳細を明記すること。

※３ その年最初に譲渡又は贈与があった日から１２月３１日までの間の株式の異動状況を記載すること。

（参考４）株式異動状況明細書

投資家住所

投資家名　　　　　　　　　殿 株式異動状況明細書

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 異動年月日 | 異動事由 | 増減株式数 | 一株単価 | 払込金額 | 所有株式数 | 備考 |
|  | 払込みによる取得 | 株増 | 円 | 円 | 株 | ※経由するすべての民法組合等を記載する |
|  | 株式分割 | 株増 | － | － | 株 |  |
|  | 株式併合 | 株減 | － | － | 株 |  |
|  | 譲渡 | 株減 | － | － | 株 |  |
|  |  |  | － | － |  |  |
|  | ※組合からの脱退 | ※　株減 | － | － | 株 | ※　　組合を経由 |
|  | ※地位の譲渡 | ※　株減 | － | － | 株 | ※　　組合を経由 |

　 　 　年　月　日 　　　　会社所在地

会社名

担当者連絡先

※１ 民法組合等を通じて取得した株式の場合には、備考欄にその旨を明記すること。

※２ 組合員の株式の異動事由が「組合からの脱退」及び「地位の譲渡」の場合には、異動年月日、持分の変動状況等の詳細を明記すること。

※３ 払込みによる取得の時（払込みによる取得の時が２以上ある場合は、最初の取得の時）以後、次の①又は②に掲げる日のうちいずれか遅い日までの

株式の異動状況を記載すること。

参考４は、発行会社から投資家に交付する書類のため、押印のないものの使用も可能ですが、当事者間でご相談の上、押印するか、否かをご判断下さい。(投資家の確定申告書の添付書類としては、押印は求められません。)

　　① 払込みによる取得があった日の属する年の１２月３１日

　　② 投資家から「株式異動状況明細書」交付の申請があった日

（参考５）個人が一定の株主に該当しないことを確認した書類（エンジェル投資の場合）

基準日＝払込期日です。

【令和５年４月１日以降の株式取得用】

|  |
| --- |
| 投資家住所  参考５は、投資家がエンジェル税制の対象外となる「一定の株主（参考１、２）」に該当しないことについて、発行会社が確認し、投資家に交付する書類のため、押印のないものの使用も可能ですが、当事者間でご相談の上、押印するか否かをご判断下さい。  (投資家の確定申告書の添付書類としては、押印は求められません。)  投資家名　　殿  租税特別措置法施行規則第１８条の１５第８項第２号及び第１９条の１１第８項第２号に規定する確認をした旨を証する書類  基準日＝払込期日です。  貴殿は、基準日（　　年　月　日）において租税特別措置法施行令第２５条の１２第１項第１号から第７号まで、第２６条の２８の３第１項第１号から第７号までに掲げる者に該当しないことを確認します。  なお、本書類は、租税特別措置法第３７条の１３、第３７条の１３の３又は第４１条の１９の規定の適用の際に必要な書類となるため、大切に保存してください。  　　年　　月　　日  　　　　　　　　　　　会社所在地  確認日を記入してください。  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　会社名 |

注：優遇措置Ｂのみが適用される企業にあっては、文書中「及び同規則第１９条の１１第８項第２号」、「、同令第２６条の２８の３第１項第１号から第７号まで」、「又は第４１条の１９」の部分の記載は不要です。

（参考１）租税特別措置法施行令第２５条の１２第１項

**第１号**[法第三十七条の十三第一項](http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxrefer.cgi?H_FILE=%8f%ba%8e%4f%93%f1%96%40%93%f1%98%5a&REF_NAME=%96%40%91%e6%8e%4f%8f%5c%8e%b5%8f%f0%82%cc%8f%5c%8e%4f%91%e6%88%ea%8d%80&ANCHOR_F=1000000000000000000000000000000000000000000000003701300000001000000000000000000&ANCHOR_T=1000000000000000000000000000000000000000000000003701300000001000000000000000000#1000000000000000000000000000000000000000000000003701300000001000000000000000000)に規定する特定株式（以下この条及び第二十五条の十二の三において「特定株式」という。）を払込み（[同項](http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxrefer.cgi?H_FILE=%8f%ba%8e%4f%93%f1%96%40%93%f1%98%5a&REF_NAME=%93%af%8d%80&ANCHOR_F=1000000000000000000000000000000000000000000000003701300000001000000000000000000&ANCHOR_T=1000000000000000000000000000000000000000000000003701300000001000000000000000000#1000000000000000000000000000000000000000000000003701300000001000000000000000000)に規定する払込みをいう。以下第二十五条の十二の三までにおいて同じ。）により取得（[同項](http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxrefer.cgi?H_FILE=%8f%ba%8e%4f%93%f1%96%40%93%f1%98%5a&REF_NAME=%93%af%8d%80&ANCHOR_F=1000000000000000000000000000000000000000000000003701300000001000000000000000000&ANCHOR_T=1000000000000000000000000000000000000000000000003701300000001000000000000000000#1000000000000000000000000000000000000000000000003701300000001000000000000000000)に規定する取得をいう。以下第二十五条の十二の三までにおいて同じ。）をした日として財務省令で定める日において、財務省令で定める方法により判定した場合に当該特定株式を発行した特定中小会社（[同項](http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxrefer.cgi?H_FILE=%8f%ba%8e%4f%93%f1%96%40%93%f1%98%5a&REF_NAME=%93%af%8d%80&ANCHOR_F=1000000000000000000000000000000000000000000000003701300000001000000000000000000&ANCHOR_T=1000000000000000000000000000000000000000000000003701300000001000000000000000000#1000000000000000000000000000000000000000000000003701300000001000000000000000000)に規定する特定中小会社をいう。以下この条及び第二十五条の十二の三において同じ。）が[法人税法第二条第十号](http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxrefer.cgi?H_FILE=%8f%ba%8e%6c%81%5a%96%40%8e%4f%8e%6c&REF_NAME=%96%40%90%6c%90%c5%96%40%91%e6%93%f1%8f%f0%91%e6%8f%5c%8d%86&ANCHOR_F=1000000000000000000000000000000000000000000000000200000000001000000010000000000&ANCHOR_T=1000000000000000000000000000000000000000000000000200000000001000000010000000000#1000000000000000000000000000000000000000000000000200000000001000000010000000000)に規定する同族会社に該当することとなるときにおける当該判定の基礎となる株主として財務省令で定める者

**第２号** 　当該特定株式を発行した特定中小会社の設立に際し、当該特定中小会社に自らが営んでいた事業の全部を承継させた個人（以下この項において「特定事業主であつた者」という。）

**第３号** 　特定事業主であつた者の親族

**第４号** 　特定事業主であつた者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

**第５号** 　特定事業主であつた者の使用人

**第６号** 　前三号に掲げる者以外の者で、特定事業主であつた者から受ける金銭その他の資産によつて生計を維持しているもの

**第７号** 　前三号に掲げる者と生計を一にするこれらの者の親族

（参考２）租税特別措置法施行令第２６条の２８の３第１項

**第１号**[法第四十一条の十九第一項](http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxrefer.cgi?H_FILE=%8f%ba%8e%4f%93%f1%96%40%93%f1%98%5a&REF_NAME=%96%40%91%e6%8e%4f%8f%5c%8e%b5%8f%f0%82%cc%8f%5c%8e%4f%91%e6%88%ea%8d%80&ANCHOR_F=1000000000000000000000000000000000000000000000003701300000001000000000000000000&ANCHOR_T=1000000000000000000000000000000000000000000000003701300000001000000000000000000#1000000000000000000000000000000000000000000000003701300000001000000000000000000)に規定する特定新規株式（以下この条において「特定新規株式」という。）を払込み（[同項](http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxrefer.cgi?H_FILE=%8f%ba%8e%4f%93%f1%96%40%93%f1%98%5a&REF_NAME=%93%af%8d%80&ANCHOR_F=1000000000000000000000000000000000000000000000003701300000001000000000000000000&ANCHOR_T=1000000000000000000000000000000000000000000000003701300000001000000000000000000#1000000000000000000000000000000000000000000000003701300000001000000000000000000)に規定する払込みをいう。以下この条において同じ。）により取得（[同項](http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxrefer.cgi?H_FILE=%8f%ba%8e%4f%93%f1%96%40%93%f1%98%5a&REF_NAME=%93%af%8d%80&ANCHOR_F=1000000000000000000000000000000000000000000000003701300000001000000000000000000&ANCHOR_T=1000000000000000000000000000000000000000000000003701300000001000000000000000000#1000000000000000000000000000000000000000000000003701300000001000000000000000000)に規定する取得をいう。以下この条において同じ。）をした日として財務省令で定める日において、財務省令で定める方法により判定した場合に当該特定新規株式を発行した特定新規中小会社（[同項](http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxrefer.cgi?H_FILE=%8f%ba%8e%4f%93%f1%96%40%93%f1%98%5a&REF_NAME=%93%af%8d%80&ANCHOR_F=1000000000000000000000000000000000000000000000003701300000001000000000000000000&ANCHOR_T=1000000000000000000000000000000000000000000000003701300000001000000000000000000#1000000000000000000000000000000000000000000000003701300000001000000000000000000)に規定する特定新規中小会社をいう。以下この条において同じ。）が[法人税法第二条第十号](http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxrefer.cgi?H_FILE=%8f%ba%8e%6c%81%5a%96%40%8e%4f%8e%6c&REF_NAME=%96%40%90%6c%90%c5%96%40%91%e6%93%f1%8f%f0%91%e6%8f%5c%8d%86&ANCHOR_F=1000000000000000000000000000000000000000000000000200000000001000000010000000000&ANCHOR_T=1000000000000000000000000000000000000000000000000200000000001000000010000000000#1000000000000000000000000000000000000000000000000200000000001000000010000000000)に規定する同族会社に該当することとなるときにおける当該判定の基礎となる株主として財務省令で定める者

**第２号** 　当該特定新規株式を発行した特定新規中小会社の設立に際し、当該特定新規中小会社に自らが営んでいた事業の全部を承継させた個人（以下この項において「特定事業主であつた者」という。）

**第３号** 　特定事業主であつた者の親族

**第４号** 　特定事業主であつた者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

**第５号** 　特定事業主であつた者の使用人

**第６号** 　前三号に掲げる者以外の者で、特定事業主であつた者から受ける金銭その他の資産によつて生計を維持しているもの

**第７号** 　前三号に掲げる者と生計を一にするこれらの者の親族

（参考６）個人が一定の株主に該当しないことを確認した書類（自己資金による起業の場合）

基準日＝払込期日です。

【令和５年４月１日以降の株式取得用】

|  |
| --- |
| 投資家住所  参考６は、投資家が起業特例の対象外となる「一定の居住者等（参考）」に該当しないことについて、発行会社が確認し、投資家に交付する書類のため、押印のないものの使用も可能ですが、当事者間でご相談の上、押印するか否かをご判断下さい。  (投資家の確定申告書の添付書類としては、押印は求められません。)  投資家名　　殿  租税特別措置法施行規則第１８条の１５の２第２項第２号に規定する確認をした旨を証する書類  貴殿は、会社成立の日（　　年　月　日）において租税特別措置法施行令第２５条の１２の２第１項第２号イからヘまでに掲げる者に該当しないことを確認します。  なお、本書類は、租税特別措置法第３７条の１３の２又は第３７条の１３の３の規定の適用の際に必要な書類となるため、大切に保存してください。  　　年　　月　　日  　　　　　　　　　　　会社所在地  確認日を記入してください。  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　会社名 |

（参考）租税特別措置法施行令第２５条の１２の２第１項第２号

**イ**　当該設立特定株式を発行した特定株式会社の設立に際し、当該特定株式会社に自らが営んでいた事業の全部を承継させた個人（以下この号において「特定事業主であつた者」という。）

**ロ**　特定事業主であつた者の親族

**ハ**　特定事業主であつた者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

**ニ**　特定事業主であつた者の使用人

**ホ**　ロからニまでに掲げる者以外の者で、特定事業主であつた者から受ける金銭その他の資産によつて生計を維持しているもの

**ヘ**　ハからホまでに掲げる者と生計を一にするこれらの者の親族

（参考７）株式の譲渡等に関する書類（株式譲渡損失の繰越控除用）

投資家住所

投資家名 殿

租税特別措置法施行規則第１８条の１５の２の２第３項第４号イ（２）に規定する

株式の譲渡等に関する書類

１． 譲渡を受けた者の氏名及び住所又は名称及び所在地並びに投資家との関係

氏名（名称）

住所（所在地）

　　　　投資家との関係

２． 譲渡をした株式数 　　 株

３． 譲渡による収入金額　　　　　 円

４． 譲渡をした年月日　　　　　　　年　　月　　日

確認日を記入してください。

　　年　月　日

会社所在地

会社名

担当者連絡先

参考７は、発行会社から投資家に交付する譲渡等に関する書類のため、押印のないものの使用も可能ですが、当事者間でご相談の上、押印するか、否かをご判断下さい。(投資家の確定申告書の添付書類としては、押印は求められません。)

（参考８）株式申込証

見本

**株 式 申 込 証**

* + - 1. 株式会社●●●● 普通株式●●株
         1. 引受価額　　　1株につき金●●●●円
         2. 払込金総額　　金●●●●円
         3. 申込証拠金　　金●●●●円 (但し、1株につき●円の割合)

　申込証拠金は、割当を受けた株式に対する払込金に振替充当されても異議がない。

　割当の結果、申し込んだ株式の全部又は一部を引き受けられないときでも、申込証拠金に対する利息又は損害金等は、一切請求ができない。なお、この場合における当該申込証拠金の返還の時期及び方法については、会社において適宜取り扱われてさしつかえない。

　貴会社の定款並びに新株発行に関する上記の事項及び下記の事項を承認の上、上記の株式を引き受けたく、申し込みます。

　●年　●月　●日

東京都●●区●●町●丁目●番●号

株式申込人　●●●●

株式会社●●●●

代表取締役　●●●● 殿

記

* 1. 商号 株式会社●●●●
  2. 会社の発行可能株式数 ●●●●株
  3. 発行済株式の総数 ●●●●株
  4. 発行済株式の種類及び数 普通株式●●●株
  5. 資本の額 金●●●万円
  6. 発行する新株の種類及び数 普通株式●●株
  7. 株式の譲渡制限に関する規定

当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。

* 1. 新株の発行価額 1株につき金●万円
  2. 新株の発行価額中、資本に組み入れない額 なし
  3. 新株の払込期日 　●年 ●月　●日
  4. 新株の払込を取り扱う金融機関 ●●銀行●●支店

以上

（参考９）

直接投資用

株式投資契約書

●●●●株式会社（以下「甲」という。）と●●●●（以下「乙」という。）は、甲が発行する普通株式の取得について以下の通り、株式投資契約を締結する。

第１条（発行株式総数及び払込金額）

甲により発行される株式は１株あたり●●万円、総数●●株とし、払込金額は●●●万円とする。

第２条（取得株式数、取得価額及び取得価額の総額）

乙が取得する株式数は●株とし、取得価額の総額は●●●万円とする。

第３条（株式払込方法及び払込期日）

甲により発行される株式の払込方法は●●とし、払込期日は　●年●月●日とする。

第４条（乙が甲に対し約束する事項）

1. 第1基準日（租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）第18条の15第8項第1号イに規定する基準日（乙が租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の19の規定（以下「寄附金控除に係る規定」という。）の適用を受けようとする場合には、同規則第19条の11第8項第1号イに規定する基準日）をいう。以下同じ。）において、租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第25条の12第1項第1号から第7号までに掲げる者（乙が寄附金控除に係る規定の適用を受けようとする場合には、同令第26条の28の3第1項第1号から第7号までに掲げる者）に該当しないこと。
2. 甲から与えられた租税特別措置法第29条の2に規定する新株予約権に係る同条第1項本文の規定の適用を受けないこと。
3. 株式を取得した時以後に、保有する株式の数に変更を生じさせる事実が発生したときには、当該事実の内容、当該事実の発生した年月日、当該事実により変更のあった株式の数及びその他参考となるべき事項について甲に報告すること。ただし、乙が租税特別措置法施行令第25条の12第8項の規定の適用を受けようとする場合であって、適用年（同項に規定する適用年をいう。）における適用額（同項に規定する適用額をいう。）が20億円以下の場合を除く。

第５条（甲が乙に対し約束する事項）

１．第４条第１項に掲げる事項を確認した場合には、租税特別措置法施行規則第18条の15第8項第2号に掲げる書類(乙が寄附金控除に係る規定の適用を受けようとする場合には、同規則第19条の11第8項第2号に掲げる書類)を作成し、乙に交付すること。

２．第2基準日（中小企業等経営強化法施行規則（平成11年通商産業省令第74号。以下「規則」という。）第11条第2項第1号ロに規定する基準日をいう。以下同じ。）において、規則第8条各号に掲げる要件に該当するものであること。

３．乙が寄附金控除に係る規定の適用を受けようとする場合には、第2基準日において、規則第10条第1項第1号又は第2号に掲げる要件に該当するものであること。

1. 第2基準日以後遅滞なく、規則第11条に規定する手続（乙が寄附金控除に係る規定の適用を受けようとする場合（甲が規則第10条第1項の確認を受けていない場合に限る。）には、規則第12条に規定する手続）を行い、規則第11条第4項に規定する確認書を乙に交付すること。
2. 租税特別措置法施行規則第18条の15第8項第3号に掲げる明細書（乙が寄附金控除に係る規定の適用を受けようとする場合には、同規則第19条の11第8項第3号に掲げる明細書）を作成し、乙の求めに応じて交付すること。
3. 次のいずれかに該当することとなったときはその旨を証する書面を作成し、乙に交付すること。

一　清算の結了又は特別清算の結了があったとき。

二　破産法（平成16年法律第75号）第30条第1項に規定する破産手続開始の決定があったとき。

三　発行する株式が金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第16項に規定する金融商品取引所に上場又は同法第67条の11第1項に規定する店頭売買有価証券登録原簿に登録されたとき。

1. １．から６．までに掲げるもののほか、乙が租税特別措置法第37条の13、第37条の13の3又は第41条の19の規定の適用に関し必要な情報の提供及び書類の交付を行うこと。

本契約書の成立を証するため、本契約書を２通作成し、甲乙記名捺印の上、各１通を保有する。

エンジェル税制の提出書類上は、押印は要件にはなりませんが、甲乙間の契約書につき、甲乙間の意思の合致や確実な契約内容の履行等において、甲乙間でトラブルとならないような方法にて契約を締結いただくよう、ご注意下さい。

また、以後のトラブル防止等の観点から従来どおり甲乙が押印した書類をご提出いただいても差支えございません。

年　　月　　日

　　　　　　　　　甲

所在地

商号

代表者

　　　　　　　　　乙

住所

氏名

所得控除の優遇措置（優遇措置Ａ）を利用しない場合及び所得控除の要件を満たさない場合（設立後５年を経過した払込の場合、又は、各期の営業キャッシュフローが赤字でない場合、試験研究費等比率が３％超５％以下の場合等）には、赤字の部分を削除してください。

（参考１０―１）

直接投資用

投資契約書に関する追加覚書

●●●●株式会社（以下「甲」という。）と●●●●（以下「乙」という。）の間で締結した●年●月●日付投資契約書（以下「原契約書」という。）に関する追加覚書（以下「本覚書」という。）を以下のとおり締結する。

第１条（原契約書の適用）

以下の条項において別段の定めなき限り、原契約書における甲乙間の定めは、本覚書で締結後も当該定めに従って、引き続き甲乙間に適用されるものとする。

第２条（発行株式総数及び払込金額）

甲により発行される株式は１株あたり●●万円、総数●●株とし、払込金額は●●●万円とする。

第３条（取得株式数、取得価額及び取得価額の総額）

第2条から第4条については、

原契約書と重複する場合は省略

可能です。

乙が取得する株式数は○株とし、取得価額の総額は●●●万円とする。

第４条（株式払込方法及び払込期日）

甲により発行される株式の払込方法は●●とし、払込期日は平成●年●月●日とする。

第５条（乙が甲に対し約束する事項）

1. 第1基準日（租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）第18条の15第8項第1号イに規定する基準日（乙が租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の19の規定（以下「寄附金控除に係る規定」という。）の適用を受けようとする場合には、同規則第19条の11第8項第1号イに規定する基準日）をいう。以下同じ。）において、租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第25条の12第1項第1号から第7号までに掲げる者（乙が寄附金控除に係る規定の適用を受けようとする場合には、同令第26条の28の3第1項第1号から第7号までに掲げる者）に該当しないこと。
2. 甲から与えられた租税特別措置法第29条の2に規定する新株予約権に係る同条第1項本文の規定の適用を受けないこと。
3. 株式を取得した時以後に、保有する株式の数に変更を生じさせる事実が発生したときには、当該事実の内容、当該事実の発生した年月日、当該事実により変更のあった株式の数及びその他参考となるべき事項について甲に報告すること。ただし、乙が租税特別措置法施行令第25条の12第8項の規定の適用を受けようとする場合であって、適用年（同項に規定する適用年をいう。）における適用額（同項に規定する適用額をいう。）が20億円以下の場合を除く。

第６条（甲が乙に対し約束する事項）

１．第５条第１項に掲げる事項を確認した場合には、租税特別措置法施行規則第18条の15第8項第2号に掲げる書類(乙が寄附金控除に係る規定の適用を受けようとする場合には、同規則第19条の11第8項第2号に掲げる書類)を作成し、乙に交付すること。

２．第2基準日（中小企業等経営強化法施行規則（平成11年通商産業省令第74号。以下「規則」という。）第11条第2項第1号ロに規定する基準日をいう。以下同じ。）において、規則第8条各号に掲げる要件に該当するものであること。

３．乙が寄附金控除に係る規定の適用を受けようとする場合には、第2基準日において、規則第10条第1項第1号又は第2号に掲げる要件に該当するものであること。

1. 第2基準日以後遅滞なく、規則第11条に規定する手続（乙が寄附金控除に係る規定の適用を受けようとする場合（甲が規則第10条第1項の確認を受けていない場合に限る。）には、規則第12条に規定する手続）を行い、規則第11条第4項に規定する確認書を乙に交付すること。
2. 租税特別措置法施行規則第18条の15第8項第3号に掲げる明細書（乙が寄附金控除に係る規定の適用を受けようとする場合には、同規則第19条の11第8項第3号に掲げる明細書）を作成し、乙の求めに応じて交付すること。
3. 次のいずれかに該当することとなったときはその旨を証する書面を作成し、乙に交付すること。

一　清算の結了又は特別清算の結了があったとき。

二　破産法（平成16年法律第75号）第30条第1項に規定する破産手続開始の決定があったとき。

三　発行する株式が金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第16項に規定する金融商品取引所に上場又は同法第67条の11第1項に規定する店頭売買有価証券登録原簿に登録されたとき。

1. １．から６．までに掲げるもののほか、乙が租税特別措置法第37条の13、第37条の13の3又は第41条の19の規定の適用に関し必要な情報の提供及び書類の交付を行うこと。

第７条（本覚書の効力）

本覚書は、原契約書締結時に遡って効力を生ずるものとする。

本覚書の成立を証するため、本覚書を２通作成し、甲乙記名捺印の上、各１通を保有する。

エンジェル税制の提出書類上は、押印は要件にはなりませんが、甲乙間の契約書につき、甲乙間の意思の合致や確実な契約内容の履行等において、甲乙間でトラブルとならないような方法にて契約を締結いただくよう、ご注意下さい。

また、以後のトラブル防止や原契約書と統一するためなどの理由から、従来どおり押印いただいた書類をご提出いただいても差支えございません。

年　　月　　日

　　　　　　　　　甲

　　　　　　　　　乙

所得控除の優遇措置（優遇措置Ａ）を利用しない場合及び所得控除の要件を満たさない場合（設立後５年を経過した払込の場合、又は、各期の営業キャッシュフローが赤字でない場合、試験研究費等比率が３％超５％以下の場合等）には、赤字の部分を削除してください。

（参考１０―２）

追加覚書は各投資家が税務署に提出する書類のため、エンジェル税制を利用する組合員の人数分を作成してください。

１つの民法組合等経由用

投資契約書に関する追加覚書

●●●●株式会社（以下「甲」という。）と●●●●組合（以下「乙組合」という。）の間で締結した●年●月●日付投資契約書（以下「原契約書」という。）に関する追加覚書（以下「本覚書」という。）を以下のとおり締結する。

第2条、第4条及び第5条については、

原契約書と重複する場合は省略可能です。

第１条（原契約書の適用）

以下の条項において別段の定めなき限り、原契約書における甲乙組合間の定めは、本覚書で締結後も当該定めに従って、引き続き甲乙組合間に適用されるものとする。

第２条（発行株式総数及び払込金額）

甲により発行される株式は１株あたり●●万円、総数●●株とし、払込金額は●●●万円とする。

第３条（取得株式数、取得価額及び取得価額の総額）

原契約書で乙組合に割り当てられた株式のうち、乙組合と組合契約を締結しかつ租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第37条の13、第37条の13の3又は第41条の19の特例の適用を受ける投資家（以下「乙投資家」という。）が保有する組合持ち分に対応する株式の数は●株とし、取得価額の総額は●●●万円とする。

第４条（株式払込方法及び払込期日）

甲により発行される株式の払込方法は●●とし、払込期日は●年●月●日とする。

第５条（乙組合の根拠法）

乙組合の根拠法は、民法（明治29年法律89号）第667条第1項に規定する組合契約によって成立する組合又は投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）第2条第2項に規定する投資事業有限責任組合とする。

第６条（乙組合が甲に対し約束する事項）

1. 第1基準日（租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）第18条の15第8項第1号イに規定する基準日（乙投資家が租税特別措置法第41条の19の規定（以下「寄附金控除に係る規定」という。）の適用を受けようとする場合には、同規則第19条の11第8項第1号イに規定する基準日）をいう。以下同じ。）において、乙投資家が租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第25条の12第1項第1号から第7号までに掲げる者（乙投資家が寄附金控除に係る規定の適用を受けようとする場合には、同令第26条の28の3第1項第1号から第7号までに掲げる者）に該当しないこと。
2. 乙投資家が当該株式を取得した時以後に、保有する組合持ち分に対応する株式の数に変更を生じさせる事実が発生したときには、当該事実の内容、当該事実の発生した年月日、当該事実により変更のあった株式の数及びその他参考となるべき事項について甲に報告すること。ただし、乙投資家が租税特別措置法施行令第25条の12第8項の規定の適用を受けようとする場合であって、適用年（同項に規定する適用年をいう。以下同じ。）における適用額（同項に規定する適用額をいう。以下同じ。）が20億円以下の場合を除く。
3. 中小企業等経営強化法施行規則（平成11年通商産業省令第74号。以下「規則」という。）第11条第3項第3号に掲げる書面を作成し、甲に交付すること。

第７条（甲が乙組合に対し約束する次に掲げる事項）

1. 第６条第１項に掲げる事項を確認した場合には、租税特別措置法施行規則第18条の15第8項第2号に掲げる書類(乙投資家が寄附金控除に係る規定の適用を受けようとする場合には、同規則第19条の11第8項第2号に掲げる書類)を作成し、乙投資家に交付すること。
2. 第2基準日（規則第11条第2項第1号ロに規定する基準日をいう。以下同じ。）において、規則第8条各号に掲げる要件に該当するものであること。
3. 乙投資家が寄附金控除に係る規定の適用を受けようとする場合には、第2基準日において、規則第10条第1項第1号又は第2号に掲げる要件に該当するものであること。
4. 第2基準日以後遅滞なく、規則第11条に規定する手続（乙投資家が寄附金控除に係る規定の適用を受けようとする場合（甲が規則第10条第1項の確認を受けていない場合に限る。）には、規則第12条に規定する手続）を行い、規則第11条第4項に規定する確認書を乙投資家に交付すること。
5. 租税特別措置法施行規則第18条の15第8項第3号に掲げる明細書（乙投資家が寄附金控除に係る規定の適用を受けようとする場合には、同規則第19条の11第8項第3号に掲げる明細書）を作成し、乙投資家の求めに応じて当該個人に交付すること。
6. 次のいずれかに該当することとなったときはその旨を証する書面を作成し、乙投資家に交付すること。

一　清算の結了又は特別清算の結了があったとき。

二　破産法（平成16年法律第75号）第30条第1項に規定する破産手続開始の決定があったとき。

三　発行する株式が金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第16項に規定する金融商品取引所に上場又は同法第67条の11第1項に規定する店頭売買有価証券登録原簿に登録されたとき。

７．　１．から６．までに掲げるもののほか、乙投資家が租税特別措置法第37条の13、第37条の13の3又は第41条の19の規定の適用に関し必要な情報の提供及び書類の交付を行うこと。

第８条（乙組合の組合契約の契約書の記載事項）

1. 乙組合が乙投資家に対し約束する事項

貸借対照表及び損益計算書（乙投資家の出資の価額の割合に応じてあん分して計算したものを含む。)並びに投資に関する明細書を交付すること。

1. 乙投資家が乙組合に対し約束する事項

一　乙投資家が株式を取得した時以後に、保有する組合持ち分に対応する株式の数に変更を生じさせる事実が発生したときには、当該事実の内容、当該事実の発生した年月日、当該事実により変更のあった株式の数及びその他参考となるべき事項について報告すること。ただし、乙投資家が租税特別措置法施行令第25条の12第8項の規定の適用を受けようとする場合であって、適用年における適用額が20億円以下の場合を除く。

二　乙投資家が租税特別措置法第37条の13、第37条の13の3又は第41条の19の規定の適用を受けようとする場合にあっては、これらの規定に規定する確定申告書に、１．に規定する書類及び規則第11条第4項に規定する確認書を添付すること。

第９条（本覚書の効力）

本覚書は、原契約書締結時に遡って効力を生ずるものとする。

本覚書の成立を証するため、本覚書を２通作成し、甲乙組合記名捺印の上、各１通を保有する。

エンジェル税制の提出書類上は、押印は要件にはなりませんが、甲乙組合間の契約書につき、甲乙組合間の意思の合致や確実な契約内容の履行等において、甲乙組合間でトラブルとならないような方法にて契約を締結いただくよう、ご注意下さい。

また、以後のトラブル防止や原契約書と統一するためなどの理由から、従来どおり押印いただいた書類をご提出いただいても差支えございません。

年　　月　　日

　　　　　　　　　甲

　　　　　　　　　乙組合

　　　　　　　　（乙投資家名：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

所得控除の優遇措置（優遇措置Ａ）を利用しない場合及び所得控除の要件を満たさない場合（設立後５年を経過した払込の場合、又は、各期の営業キャッシュフローが赤字でない場合、試験研究費等比率が３％超５％以下の場合等）には、赤字の部分を削除してください。

（参考１０―３）

追加覚書は各投資家が税務署に提出する書類のため、エンジェル税制を利用する組合員の人数分を作成してください。

２つの民法組合等経由用

投資契約書に関する追加覚書

●●●株式会社（以下「甲」という。）と●●●●組合（以下「乙組合」という。）の間で締結した　●年●月●日付投資契約書（以下「原契約書」という。）に関する追加覚書（以下「本覚書」という。）を以下のとおり締結する。

第2条、第4条及び第5条については、

原契約書と重複する場合は省略可能です。

第１条（原契約書の適用）

以下の条項において別段の定めなき限り、原契約書における甲乙組合間の定めは、本覚書で締結後も当該定めに従って、引き続き甲乙組合間に適用されるものとする。

第２条（発行株式総数及び払込金額）

甲により発行される株式は１株あたり●●万円、総数●●株とし、払込金額は●●●万円とする。

第３条（取得株式数、取得価額及び取得価額の総額）

原契約書で乙組合に割り当てられた株式のうち、乙組合の組合員である●●●●組合（以下「丙組合」という。）と組合契約を締結しかつ租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第37条の13、第37条の13の3又は第41条の19の特例の適用を受ける投資家（以下「丙投資家」という。）が保有する組合持ち分に対応する株式の数は●株とし、取得価額の総額は●●●万円とする。

第４条（株式払込方法及び払込期日）

甲により発行される株式の払込方法は●●とし、払込期日は　●年●月●日とする。

第５条（乙組合の根拠法）

乙組合及び丙組合の根拠法は、民法（明治29年法律89号）第667条第1項に規定する組合契約によって成立する組合又は投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）第2条第2項に規定する投資事業有限責任組合とする。

第６条（乙組合が甲に対し約束する事項）

1. 第1基準日（租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）第18条の15第8項第1号イに規定する基準日（丙投資家が租税特別措置法第41条の19の規定（以下「寄附金控除に係る規定」という。）の適用を受けようとする場合には、同規則第19条の11第8項第1号イに規定する基準日）をいう。以下同じ。）において、丙投資家が租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第25条の12第1項第1号から第7号（丙投資家が寄附金控除に係る規定の適用を受けようとする場合には、同令第26条の28の3第1項第1号から第7号までに掲げる者）までに掲げる者に該当しないこと。
2. 丙投資家が当該株式を取得した時以後に、保有する組合持ち分に対応する株式の数に変更を生じさせる事実が発生したときには、当該事実の内容、当該事実の発生した年月日、当該事実により変更のあった株式の数及びその他参考となるべき事項について甲に報告すること。ただし、丙投資家が租税特別措置法施行令第25条の12第8項の規定の適用を受けようとする場合であって、適用年（同項に規定する適用年をいう。以下同じ。）における適用額（同項に規定する適用額をいう。以下同じ。）が20億円以下の場合を除く。
3. 中小企業等経営強化法施行規則（平成11年通商産業省令第74号。以下「規則」という。）第11条第3項第3号に掲げる書面を作成し、甲に交付すること。

第７条（甲が乙組合に対し約束する事項）

1. 第６条第１項に掲げる事項を確認した場合には、租税特別措置法施行規則第18条の15第8項第2号に掲げる書類(丙投資家が寄附金控除に係る規定の適用を受けようとする場合には、同規則第19条の11第8項第2号に掲げる書類)を作成し、丙投資家に交付すること。
2. 第2基準日（規則第11条第2項第1号ロに規定する基準日をいう。以下同じ。）において、規則第8条各号に掲げる要件に該当するものであること。
3. 丙投資家が寄附金控除に係る規定の適用を受けようとする場合には、第2基準日において、規則第10条第1項第1号又は第2号に掲げる要件に該当するものであること。
4. 第2基準日以後遅滞なく、規則第11条に規定する手続（丙投資家が寄附金控除に係る規定の適用を受けようとする場合（甲が規則第10条第1項の確認を受けていない場合に限る。）には、規則第12条に規定する手続）を行い、規則第11条第4項に規定する確認書を丙投資家に交付すること。
5. 租税特別措置法施行規則第18条の15第8項第3号に掲げる明細書（丙投資家が寄附金控除に係る規定の適用を受けようとする場合には、同規則第19条の11第8項第3号に掲げる明細書）を作成し、丙投資家の求めに応じて当該丙投資家に交付すること。
6. 次のいずれかに該当することとなったときはその旨を証する書面を作成し、丙投資家に交付すること。

一　清算の結了又は特別清算の結了があったとき。

二　破産法（平成16年法律第75号）第30条第1項に規定する破産手続開始の決定があったとき。

三　発行する株式が金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第16項に規定する金融商品取引所に上場又は同法第67条の11第1項に規定する店頭売買有価証券登録原簿に登録されたとき。

1. １．から６．までに掲げるもののほか、丙投資家が租税特別措置法第37条の13、第37条の13の3又は第41条の19の規定の適用に関し必要な情報の提供及び書類の交付を行うこと。

第８条（乙組合、丙組合の組合契約の契約書の記載事項）

１．甲と投資に関する契約を締結する乙組合と、丙組合との間で締結される組合契約の契約書の記載事項

一　乙組合が丙組合に対し約束する事項

貸借対照表及び損益計算書（丙組合の出資の価額の割合に応じてあん分して計算したものを含む。)並びに投資に関する明細書を交付すること。

二　丙組合が乙組合に対し約束する事項

①丙投資家が株式を取得した時以後に、保有する組合持ち分に対応する株式の数に変更を生じさせる事実が発生したときには、当該事実の内容、当該事実の発生した年月日、当該事実により変更のあった株式の数及びその他参考となるべき事項について報告すること。ただし、丙投資家が租税特別措置法施行令第25条の12第8項の規定の適用を受けようとする場合であって、適用年における適用額が20億円以下の場合を除く。

②丙投資家が租税特別措置法第37条の13、第37条の13の3又は第41条の19の規定の適用を受けようとする場合にあっては、これらの規定に規定する確定申告書に、一に規定する書類及び規則第11条第4項に規定する確認書を添付すること。

２．丙組合と丙投資家との間で締結される組合契約の契約書に記載する事項

一　丙組合が丙投資家に対し約束する事項

①貸借対照表及び損益計算書（当該丙投資家の出資の価額の割合に応じてあん分して計算したものを含む。)並びに投資に関する明細書を交付すること。

②規則第11条第3項第3号に掲げる書面を作成し、甲に交付すること。

二　丙投資家が丙組合に対し約束する事項

①丙投資家が株式を取得した時以後に、保有する組合持ち分に対応する株式の数に変更を生じさせる事実が発生したときには、当該事実の内容、当該事実の発生した年月日、当該事実により変更のあった株式の数及びその他参考となるべき事項について報告すること。ただし、丙投資家が租税特別措置法施行令第25条の12第8項の規定の適用を受けようとする場合であって、適用年における適用額が20億円以下の場合を除く。

②丙投資家が租税特別措置法第37条の13、第37条の13の3又は第41条の19の規定の適用を受けようとする場合にあっては、これらの規定に規定する確定申告書に、一①に規定する書類及び規則第11条第4項に規定する確認書を添付すること。

第９条（本覚書の効力）

本覚書は、原契約書締結時に遡って効力を生ずるものとする。

本覚書の成立を証するため、本覚書を２通作成し、甲乙組合記名捺印の上、各１通を保有する。

年　　月　　日

エンジェル税制の提出書類上は、押印は要件にはなりませんが、甲乙組合間の契約書につき、甲乙組合間の意思の合致や確実な契約内容の履行等において、甲乙組合間でトラブルとならないような方法にて契約を締結いただくよう、ご注意下さい。

また、以後のトラブル防止や原契約書と統一するためなどの理由から、従来どおり押印いただいた書類をご提出いただいても差支えございません。

甲

　　　　　　　　　乙組合

　　　　　　　　（丙投資家名：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

所得控除の優遇措置（優遇措置Ａ）を利用しない場合及び所得控除の要件を満たさない場合（設立後５年を経過した払込の場合、又は、各期の営業キャッシュフローが赤字でない場合、試験研究費等比率が３％超５％以下の場合等）には、赤字の部分を削除してください。

（参考１０－４）

別紙を作成せず投資家１名につき覚書を１通締結する場合は、「及び別紙●に記載する当事者」は削除していただき、（）内も「（この覚書において「乙投資家」という。）」と修正の上、ご使用下さい。別紙を作成しない場合においても、複数の投資家と１通の覚書を締結する場合は、「別紙●に記載する」は削除していただき、（）内を「この覚書において、各々を「乙投資家」という。」として下さい。

１つの民法組合等経由用

組合契約書に関する追加覚書

●●●●組合（以下「甲組合」という。）と●●●●及び別紙●に記載する当事者（この覚書において、各々を「乙投資家」といい、別紙●記載の名称を有するものとする。）の間で締結した　●年●月●日付組合契約書（以下「原契約書」という。）に関する追加覚書（以下「本覚書」という。）を以下のとおり締結する。

第2条については、原契約書と重複する場合は省略可能です。

第１条（原契約書の適用）

以下の条項において別段の定めなき限り、原契約書における甲組合乙投資家間の定めは、本覚書で締結後も当該定めに従って、引き続き甲組合乙投資家間に適用されるものとする。

第２条（乙組合の根拠法）

甲組合の根拠法は、民法（明治29年法律89号）第667条第1項に規定する組合契約によって成立する組合又は投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）第2条第2項に規定する投資事業有限責任組合とする。

第３条（甲組合の組合契約の契約書の記載事項）

１．甲組合が乙投資家に対し約束する事項

貸借対照表及び損益計算書（乙投資家の出資の価額の割合に応じてあん分して計算したものを含む。)並びに投資に関する明細書を交付すること。

２．乙投資家が甲組合に対し約束する事項

一　乙投資家が株式を取得した時以後に、保有する組合持ち分に対応する株式の数に変更を生じさせる事実が発生したときには、当該事実の内容、当該事実の発生した年月日、当該事実により変更のあった株式の数及びその他参考となるべき事項について報告すること。ただし、乙投資家が租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第25条の12第8項の規定の適用を受けようとする場合であって、適用年（同項に規定する適用年をいう。）における適用額（同項に規定する適用額をいう。）が20億円以下の場合を除く。

二　乙投資家が租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第37条の13、第37条の13の3又は第41条の19の規定の適用を受けようとする場合にあっては、これらの規定に規定する確定申告書に、１．に規定する書類及び中小企業等経営強化法施行規則（平成11年通商産業省令第74号）第11条第4項に規定する確認書を添付すること。

本覚書を２通作成し、甲組合と乙投資家がそれぞれ保有しても構いません。その場合、「本覚書の成立を証するため、本覚書を２通作成し、甲組合乙投資家記名捺印の上、甲組合と乙投資家が保有する。」に修正の上、ご使用下さい。

第４条（本覚書の効力）

本覚書は、原契約書締結時に遡って効力を生ずるものとする。

本覚書の成立を証するため、本覚書を１通作成し、甲組合乙投資家記名捺印の上、甲組合が保有する。

年　　月　　日

　　　　　　　　　甲組合（無限責任組合員又は業務執行組合員）

乙投資家については、各々別紙を作成していただいて問題ありません。

年　　月　　日

エンジェル税制の提出書類上は、押印は要件にはなりませんが、甲組合乙投資家間の契約書につき、甲組合乙投資家間の意思の合致や確実な契約内容の履行等において、甲組合乙投資家間でトラブルとならないような方法にて契約を締結いただくよう、ご注意下さい。

また、以後のトラブル防止や原契約書と統一するためなどの理由から、従来どおり押印いただいた書類をご提出いただいても差支えございません。

　　　　　　　　　乙投資家

年　　月　　日

　　　　　　　　　乙投資家

所得控除の優遇措置（優遇措置Ａ）を利用しない場合及び所得控除の要件を満たさない場合（設立後５年を経過した払込の場合、又は、各期の営業キャッシュフローが赤字でない場合、試験研究費等比率が３％超５％以下の場合等）には、赤字の部分を削除してください。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　・

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　・

（参考１０－５）

２つの民法組合等経由用

◆発行会社と投資に関する契約を締結する民法組合等（「甲組合」）と投資契約締結組合の組合員である民法組合等（「乙組合」）との間で締結される組合契約の契約書の記載事項

組合契約書に関する追加覚書

●●●●組合（以下「甲組合」という。）と●●●●組合（以下「乙組合」という。）の間で締結した●年●月●日付組合契約書（以下「原契約書」という。）に関する追加覚書（以下「本覚書」という。）を以下のとおり締結する。

第2条については、原契約書と重複する場合は省略可能です。

第１条（原契約書の適用）

以下の条項において別段の定めなき限り、原契約書における甲組合乙組合間の定めは、本覚書で締結後も当該定めに従って、引き続き甲組合乙組合間に適用されるものとする。

第２条（乙組合の根拠法）

甲組合及び乙組合の根拠法は、民法（明治29年法律89号）第667条第1項に規定する組合契約によって成立する組合又は投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）第2条第2項に規定する投資事業有限責任組合とする。

第３条（甲組合の組合契約の契約書の記載事項）

１．甲組合が乙組合に対し約束する事項

貸借対照表及び損益計算書（乙組合の出資の価額の割合に応じてあん分して計算したものを含む。)並びに投資に関する明細書を交付すること。

２．乙組合が甲組合に対し約束する事項

一　乙組合と組合契約を締結しかつ租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第37条の13、第37条の13の3又は第41条の19の特例の適用を受ける投資家（以下「乙投資家」という。）が株式を取得した時以後に、保有する組合持ち分に対応する株式の数に変更を生じさせる事実が発生したときには、当該事実の内容、当該事実の発生した年月日、当該事実により変更のあった株式の数及びその他参考となるべき事項について報告すること。ただし、乙投資家が租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第25条の12第8項の規定の適用を受けようとする場合であって、適用年（同項に規定する適用年をいう。）における適用額（同項に規定する適用額をいう。）が20億円以下の場合を除く。

二　乙投資家が租税特別措置法第37条の13、第37条の13の3又は第41条の19の規定の適用を受けようとする場合にあっては、これらの規定に規定する確定申告書に、１．に規定する書類及び中小企業等経営強化法施行規則（平成11年通商産業省令第74号）第11条第4項に規定する確認書を添付すること。

第４条（本覚書の効力）

本覚書は、原契約書締結時に遡って効力を生ずるものとする。

本覚書の成立を証するため、本覚書を２通作成し、甲組合乙組合記名捺印の上、各１通を保有する。

年　　月　　日

エンジェル税制の提出書類上は、押印は要件にはなりませんが、甲組合乙組合間の契約書につき、甲組合乙組合間の意思の合致や確実な契約内容の履行等において、甲組合乙組合間でトラブルとならないような方法にて契約を締結いただくよう、ご注意下さい。

また、以後のトラブル防止や原契約書と統一するためなどの理由から、従来どおり押印いただいた書類をご提出いただいても差支えございません。

　　　　　　　　　甲組合

　　　　　　　　　乙組合

所得控除の優遇措置（優遇措置Ａ）を利用しない場合及び所得控除の要件を満たさない場合（設立後５年を経過した払込の場合、又は、各期の営業キャッシュフローが赤字でない場合、試験研究費等比率が３％超５％以下の場合等）には、赤字の部分を削除してください。

◆投資契約締結組合の組合員である民法組合等（「乙組合」）と乙投資家との間で締結される組合契約の契約書に記載する事項

別紙を作成せず投資家１名につき覚書を１通締結する場合は、「及び別紙●に記載する当事者」は削除していただき、（）内も「（この覚書において「乙投資家」という。）」と修正の上、ご使用下さい。別紙を作成しない場合においても、複数の投資家と１通の覚書を締結する場合は、「別紙●に記載する」は削除していただき、（）内を「この覚書において、各々を「乙投資家」という。」として下さい。

組合契約書に関する追加覚書

●●●●組合（以下「乙組合」という。）と●●●●及び別紙●に記載する当事者（この覚書において、各々を「乙投資家」といい、別紙●記載の名称を有するものとする。）の間で締結した●年●月●日付組合契約書（以下「原契約書」という。）に関する追加覚書（以下「本覚書」という。）を以下のとおり締結する。

第2条については、原契約書と重複する場合は省略可能です。

第１条（原契約書の適用）

以下の条項において別段の定めなき限り、原契約書における乙組合乙投資家間の定めは、本覚書で締結後も当該定めに従って、引き続き甲組合乙投資家間に適用されるものとする。

第２条（乙組合の根拠法）

乙組合の根拠法は、民法（明治29年法律89号）第667条第1項に規定する組合契約によって成立する組合又は投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）第2条第2項に規定する投資事業有限責任組合とする。

第３条（乙組合の組合契約の契約書の記載事項）

１．乙組合が乙投資家に対し約束する事項

一　貸借対照表及び損益計算書（乙投資家の出資の価額の割合に応じてあん分して計算したものを含む。)並びに投資に関する明細書を交付すること。

二　中小企業等経営強化法施行規則（平成11年通商産業省令第74号。以下「規則」という。）第11条第3項第3号に掲げる書面を作成し、発行会社に交付すること。

２．乙投資家が乙組合に対し約束する事項

一　乙投資家が株式を取得した時以後に、保有する組合持ち分に対応する株式の数に変更を生じさせる事実が発生したときには、当該事実の内容、当該事実の発生した年月日、当該事実により変更のあった株式の数及びその他参考となるべき事項について報告すること。ただし、乙投資家が租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第25条の12第8項の規定の適用を受けようとする場合であって、適用年（同項に規定する適用年をいう。）における適用額（同項に規定する適用額をいう。）が20億円以下の場合を除く。

二　乙投資家が租税特別措置法第37条の13、第37条の13の3又は第41条の19の規定の適用を受けよう

とする場合にあっては、これらの規定に規定する確定申告書に、１．一に規定する書類及び規則第11条第4項に規定する確認書を添付すること。

本覚書を２通作成し、乙組合と乙投資家がそれぞれ保有しても構いません。その場合、「本覚書の成立を証するため、本覚書を２通作成し、乙組合乙投資家記名捺印の上、乙組合と乙投資家が保有する。」に修正の上、ご使用下さい。

第４条（本覚書の効力）

本覚書は、原契約書締結時に遡って効力を生ずるものとする。

本覚書の成立を証するため、本覚書を１通作成し、乙組合乙投資家記名捺印の上、乙組合が保有する。

年　　月　　日

乙投資家については、各々別紙を作成していただいて問題ありません。

　　　　　　　　　乙組合（無限責任組合員又は業務執行組合員）

エンジェル税制の提出書類上は、押印は要件にはなりませんが、乙組合乙投資家間の契約書につき、乙組合乙投資家間の意思の合致や確実な契約内容の履行等において、乙組合乙投資家間でトラブルとならないような方法にて契約を締結いただくよう、ご注意下さい。

また、以後のトラブル防止や原契約書と統一するためなどの理由から、従来どおり押印いただいた書類をご提出いただいても差支えございません。

年　　月　　日

　　　　　　　　　乙投資家

年　　月　　日

　　　　　　　　　乙投資家

所得控除の優遇措置（優遇措置Ａ）を利用しない場合及び所得控除の要件を満たさない場合（設立後５年を経過した払込の場合、又は、各期の営業キャッシュフローが赤字でない場合、試験研究費等比率が３％超５％以下の場合等）には、赤字の部分を削除してください。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　・

・

（参考１１）

株式の管理に関する契約書

●●●●株式会社（以下「甲」という。）と●●●●（以下「乙」という。）は、甲が設立に際して発行する普通株式の管理について以下の通り、株式の管理に関する契約を締結する。

第１条（乙が甲に対し約束する事項）

1. 第1基準日（租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）第18条の15第8項第1号イに規定する基準日をいう。以下同じ。）において、租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第25条の12の2第1項第2号イからヘまでに掲げる者に該当しないこと。
2. 甲から与えられた租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第29条の2に規定する新株予約権に係る同条第1項本文の規定の適用を受けないこと。
3. 乙の適用年（租税特別措置法施行令第25条の12の2第7項に規定する適用年をいう。）における適用額（同項に規定する適用額をいう。）が20億円を超える場合は、株式を取得した時以後に、保有する株式の数に変更を生じさせる事実が発生したときには、当該事実の内容、当該事実の発生した年月日、当該事実により変更のあった株式の数及びその他参考となるべき事項について甲に報告すること。

第２条（甲が乙に対し約束する事項）

1. 前条第1項に掲げる事項を確認した場合には、租税特別措置法施行規則第18条の15の2第2項第2号に掲げる書類を作成し、乙に交付すること。
2. 第2基準日（中小企業等経営強化法施行規則（平成11年通商産業省令第74号。以下「規則」という。）第11条第2項第1号ロに規定する基準日をいう。以下同じ。）において、規則第8条各号（同条第5号イ及びロを除く。）に定める要件に該当するものであること。
3. 第2基準日以後遅滞なく、規則第11条に規定する手続を行い、同条第4項に規定する確認書を乙に交付すること。
4. 租税特別措置法施行規則第18条の15の2第2項第3号に掲げる明細書を作成し、乙の求めに応じて交付すること。
5. 次のいずれかに該当することとなったときはその旨を証する書面を作成し、乙に交付すること。

一　清算の結了又は特別清算の結了があったとき。

二　破産法（平成16年法律第75号）第30条第1項に規定する破産手続開始の決定があったとき。

三　発行する株式が金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第16項に規定する金融商品取引所に上場又は同法第67条の11第1項に規定する店頭売買有価証券登録原簿に登録されたとき。

1. １．から５．までに掲げるもののほか、乙が租税特別措置法第37条の13の2の規定の適用に関し必要な情報の提供及び書類の交付を行うこと。

本契約書の成立を証するため、本契約書を２通作成し、甲乙記名捺印の上、各１通を保有する。

エンジェル税制の提出書類上は、押印は要件にはなりませんが、甲乙間の契約書につき、甲乙間の意思の合致や確実な契約内容の履行等において、甲乙間でトラブルとならないような方法にて契約を締結いただくよう、ご注意下さい。

また、以後のトラブル防止等の観点から従来どおり甲乙が押印した書類をご提出いただいても差支えございません。

年　　月　　日

　　　　　　　　　甲

所在地

商号

代表者

　　　　　　　　　乙

住所

氏名

【国税庁】

これは必要でしょうか。

→削除いたします。

（参考１２：再発行申請書）

中小企業等経営強化法第７条の規定に係る確認書の再発行申請

年　　月　　日

都道府県知事　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　会 社 所在地　　東京都千代田区霞が関一丁目３番地１

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　会　 社　 名　　株式会社METI

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者の氏名　　代表取締役　経済　太郎

　　年　　月　　日付け○○・○○・○○第○号による中小企業等経営強化法第７条の規定に係る確認書について、再発行を申請します。

＜組合経由の場合、下記を追記＞

1. 民法組合等の名称及び所在地
2. 当該民法組合等の業務の執行を委任される組合員の名称及び所在地
3. 出資価額割合

記

１　個人の氏名及び住所　　　　 関東　経一

　　埼玉県さいたま市中央区新都心一番地１

２　取得株式数　　　　　　　　　１００株

＜組合経由の場合、下記を追記＞

1. 民法組合等の取得株数

３　払込金額　　　　　　　　　　１株　１，０００円

＜組合経由の場合、下記を追記＞

1. 民法組合等の払込金額
2. 払込み

４　払込金額の総額　　　　　　　１００，０００円

５　払込期日（又は成立の日）　　令和５年４月１５日

６　再発行申請理由　　　　　　　●●のため

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

（記載要領）

１　個人の氏名及び住所

株式を個人が民法組合等（民法第６６７条第１項に規定する組合契約によって成立する組合又は投資事業有限責任組合契約に関する法律第２条第２項に規定する投資事業有限責任組合をいう。以下同じ。）を通じて取得した場合にあっては、当該取得に係る全ての民法組合等の名称及び所在地並びに当該民法組合等の業務の執行を委任される組合員（投資事業有限責任組合にあっては無限責任組合員）の名称及び所在地並びに当該個人の出資価額割合を追記する。

２　取得株式数

株式を個人が民法組合等を通じて取得した場合にあっては、当該取得に係る全ての民法組合等の取得株式数を追記する。

４　払込金額の総額

株式を個人が民法組合等を通じて取得した場合は、当該取得に係る全ての民法組合等の出資の総額を追記する。

20